

第二次富士・東部地域防災アクションプラン

- 地域防災力の強化に向けて -

平成29年6月

富士・東部地域防災連絡会議

第二次富士・東部地域防災アクションプランの策定

1 富士・東部地域の状況

富士・東部地域は、4市2町6村からなり、面積は約1,309km²、人口は約18万1千人であり、県全体における割合は面積で29.3%、人口で21.7%となっています。

当地域は大きく富士北麓地域と東部地域の二つの地域からなり、富士北麓地域は、県の南東部に位置し、周囲を富士山を始めとした山塊に囲まれ、神奈川県・静岡県に接した地域で、東富士五湖道路、国道138号、139号など静岡県に連絡する幹線を有し、富士急行線、中央自動車道富士吉田線などの交通網も整備されています。また、富士北麓地域は、富士山や富士五湖に代表される日本有数の観光地であり、年間多くの観光客が訪れます。

東部地域は、県の東部に位置し、海拔200m未満の河谷から2,000mに達する高山をもつ山間地帯に広がっており、東京都・神奈川県・埼玉県に接した地域で、JR中央線、中央自動車道、国道20号、139号により東京圏へ連絡しています。当地域は東京圏への就業者が多く、山間部においては、若年層の流出により、高齢化とともに過疎化も進んでいる地域です。

2 第二次富士・東部地域防災アクションプラン策定の経緯及び背景

富士・東部地域における過去の自然災害は、昭和41年の台風26号により旧足和田村で死者94人を数えた大水害、昭和58年の河口湖の増水などがありました。また、平成7年1月の阪神淡路大震災や平成16年10月の新潟県中越地震など大規模災害の経験から、防災に対する関心の一層の高まりとともに、災害に対する様々な課題を投げかけました。

もしもに備えて地域の行政・関係機関・住民が、「自助」、「共助」、「公助」それぞれの防災対策の取り組みを進め、一丸となって対応ができるよう日頃から減災に向けた準備や心構えが必要となります。

このため、当地域において、それぞれが取り組むべきことを整理し、具体的な行動計画としての「富士・東部地域防災アクションプラン」を平成19年2月に策定し、「災害予防対策」「災害応急対策」「復旧・復興対策」の3体系14施策項目39アクション)さらに、平成23年3月の東日本大震災を受け、平成24年にプランの見直しを行い(45アクション)関係機関が相互に連携を図りつつ防災対策を推進して参りました。

しかし、その後も山梨県では平成26年2月に富士河口湖町で143cmの積雪を記

録する豪雪、全国でも台風による豪雨、平成28年4月には熊本県で震度7の揺れを2度記録する地震が発生するなど、災害が続いております。

また、東海地震、首都直下地震や富士山噴火など広範囲に影響を及ぼす大規模災害の発生も懸念されているところです。

山梨県では平成27年12月に大規模災害に備え強靱化の観点から「山梨県強靱化計画」を策定し、計画を着実に推進するため県で取り組む施策を明らかにした「山梨県強靱化アクションプラン」を定めました。

今回、「富士・東部地域防災アクションプラン」を改定し、「山梨県強靱化アクションプラン」の策定に伴う項目の修正や熊本地震で明らかとなった課題への対応等を盛り込んだ「第二次富士・東部地域防災アクションプラン」を策定し、大規模災害発生時に迅速かつ的確に対応し災害による被害を最小限にとどめられるよう防災体制の一層の充実・強化を図ることとします。

アクションプランの考え方

1 目的

富士・東部地域における災害予防対策、災害応急対策、復旧・復興対策の総点検を行い、地域内12市町村の地域防災計画を具体化するための課題を明らかにし、市町村、関係機関等の具体的な行動計画を策定することにより、地域防災力の向上を図ります。

2 計画期間

平成29年度～平成31年度

(必要により見直しを行い、項目の追加、修正、削除等を行います。)

各項目の目標実施期間(短期・長期・継続)については、実施主体の人的体制や財政状況などの固有事情が異なり、一律に着手時期や実施期間を定めることは困難であることから今回の改訂では期間を削除。

3 実施体制

富士・東部地域における防災体制の充実と防災対策の具体化を推進するため設置された「富士・東部地域防災連絡会議」において全体の調整を行います。実施主体は次のとおりとします。

実施主体

1 国

甲府地方気象台、甲府河川国道事務所、陸上自衛隊第1特科隊

2 関係機関

日本郵便(株)、東日本旅客鉄道(株)、東日本電信電話(株)、
東京電力パワーグリッド(株)、富士急行(株)、吉田瓦斯(株)、
(一社)山梨県エルピーガス協会

3 市町村

富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、
山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

4 消防本部

都留市消防本部、富士五湖消防本部、大月市消防本部、上野原市消防本部

5 警察署

富士吉田警察署、大月警察署、上野原警察署

6 県

富士・東部保健福祉事務所、富士・東部保健所、都留児童相談所、
富士・東部林務環境事務所、富士・東部農務事務所、富士・東部建設事務所、
富士・東部建設事務所吉田支所、富士・東部教育事務所、
富士・東部地域県民センター

4 推進方法

防災・減災のためには、行政、関係機関、住民がそれぞれの立場でそれぞれが出来ることを行うことが重要であることから、富士・東部地域防災連絡会議または幹事会においてアクションプランの各項目の中から毎年度実施する具体的項目を定めることとし、また、その取組の結果について連絡会議または幹事会において報告を行うこととします。

また、アクションプランの推進に当たっては、必要に応じて幹事会やワーキンググループを開催し意見交換を行うなど、関係機関が相互に連携を図りつつ、積極的な取組を行うとともに、随時見直しを行い、当地域の防災力向上に努めます。



第二次富士・東部地域防災アクションプランの体系

富士・東部地域防災アクションプランについては、次の3体系19施策項目48アクションとします。

地域住民の命を守るアクション（災害予防対策）

【施策項目】

- 1 住民への防災意識啓発と防災訓練を強化します。(3)
- 2 備蓄物資の整備と内容を充実します。(2)
- 3 公共施設・建築物等の耐震化を促進します。(2)
- 4 学校等における防災対策を推進します。(2)
- 5 中山間地域集落の孤立化対策を推進します。(1)
- 6 防災体制を強化します。(3)
- 7 旅行者、帰宅困難者、外国人対策を推進します。(2)

地域住民の暮らしを守るアクション（災害応急対策）

【施策項目】

- 1 情報の収集・伝達体制を強化します。(3)
- 2 負傷者の救出・救助・救護体制を強化します。(4)
- 3 避難所の運営体制を整備します。(3)
- 4 要配慮者の避難体制を整備します。(3)
- 5 迅速な緊急物資等の確保対策を強化します。(2)
- 6 廃棄物処理や防疫対策の体制を整備します。(2)
- 7 被災者に対する健康対策を図ります。(2)
- 8 災害ボランティアの受け入れ、マッチングのための体制を強化します。(2)
- 9 広域的な応援（受入）体制を確立します。(3)
- 10 地域特性を考慮した災害対策を進めます。(5)

復旧・復興を進めるアクション（復旧・復興対策）

【施策項目】

- 1 電気、ガス、水道、電話等のライフライン
早期確保のための連携を強化します。(2)
- 2 被災者の復旧・復興対策を強化します。(2)

()内数字はアクション（行動実践を伴う項目）数

アクションプランの具体的内容

地域住民の命を守るアクション

【施策項目】1 住民への防災意識啓発と防災訓練を強化します。

本県では、想定される東海地震や首都直下地震をはじめ、活火山としての富士山を有しており、大規模災害の発生が懸念されています。

これらの大規模災害が発生した場合、被害は甚大で広範囲に及ぶため、行政の対応には限界が生じます。

災害から身を守るためには、地域住民の方々が防災に対する意識を高め、地域で連携を取るなかで、災害に備えることが必要です。

また、迅速な応急対策が行われるためには、行政、地域住民、関係機関が一体となった防災訓練を日頃から行うことが重要です。

アクション（行動実践を伴う項目）

県、市町村、防災関係機関が連携する中で、自主防災組織をはじめとする地域住民を対象に防災や気象に関する知識の習得を目的とした防災講座、啓発活動を実施します。また、講座への女性の参加を促進し防災活動における女性参画の重要性を啓発します。

土砂災害ハザードマップについて、広報誌、リーフレット、ホームページ、防災講座等により地域住民に周知します。

県、市町村、防災関係機関および住民等が連携した、複合災害などを想定した実践的な訓練を実施します。

【施策項目】2 備蓄物資の整備と内容を充実します。

東海地震などの大規模災害が発生した場合、広範囲に被害が生じるため、他地域からの支援は、山梨県だけに集中する訳ではありません。

緊急物資が迅速に調達できないおそれもあるため、発災直後は自力で生活を維持する必要があることから、備蓄物資の整備と内容を充実する必要があります。

アクション（行動実践を伴う項目）

飲料水、非常食などの備蓄物資や資機材を各避難所、災害対策本部がおかれる庁舎等へ備蓄するとともに、女性や要配慮者に配慮するなど内容の充実に努めます。

大規模災害発生時に必要な水や食料等の備蓄の充実について、広報誌、リーフレット、ホームページ、防災講座等あらゆる機会を通じて、家庭や事業所等に対して啓発を実施します。

アクションプランの具体的内容

地域住民の命を守るアクション

【施策項目】3 公共施設・建築物等の耐震化を促進します。

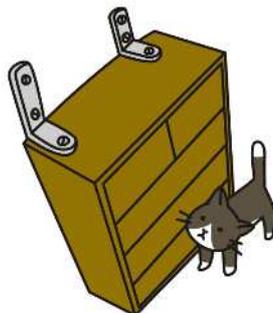
災害対策本部が設置される庁舎や避難所、緊急輸送道路などの公共施設が大地震により被害を被った場合、迅速な応急対策に支障が生じることから、耐震化を計画的に図るとともに避難所等として使用する建物はその機能を確保するため非構造部材の落下防止対策を推進する必要があります。

また、阪神・淡路大震災では、死者の8割弱が建築物の倒壊等による圧迫死、窒息死であったことから、個人住宅の耐震化や家具の転倒対策を図る必要があります。

アクション（行動実践を伴う項目）

庁舎、学校等公共建築物、道路、橋梁等公共土木施設、電気、通信等インフラ施設の耐震化及び防災拠点、避難所等に使用する建築物の非構造部材の落下防止対策を計画的に進めます。また定期的な点検を実施し安全性の確保を図ります。

個人住宅の家具転倒防止対策、耐震化の必要性及び耐震診断・耐震改修に係る補助事業の啓発を行います。



アクションプランの具体的内容

地域住民の命を守るアクション

【施策項目】4 学校等における防災対策を推進します。

東日本大震災の際、岩手県釜石市では震災で甚大な津波被害に見舞われながらも約3千人の小中学生のほとんどが無事でありました。古くからの津波対処として伝えられている「津波てんでんこ」の教えや「想定にとらわれない」「状況下において最善をつくす」「率先して避難する」という「避難3原則」を児童らが守ったことが奏功したといわれ、「釜石の奇跡」とも呼ばれています。このような児童・生徒等が自ら危険予測し危機を回避する能力を養っていく必要があります。

また、これらを実践に近い形で行う防災・避難訓練を繰り返し行い、災害時に生き延びる対応力を養うことが重要です。

アクション（行動実践を伴う項目）

教職員、幼児・児童・生徒に対し、防災避難訓練や防災教育を行い、防災意識の高揚と対応力の向上を図ります。

大規模災害時の幼児・児童・生徒の安全確保、登下校時の安否確認や避難方法等を定める対応マニュアルの整備・見直しを行うとともに、緊急地震速報、災害用伝言ダイヤルなどの周知をします。

【施策項目】5 中山間地域集落の孤立化対策を推進します。

中山間地域の道路網は山間や川沿いを通るため、災害により道路が被災した場合には、孤立地域が発生するおそれがあります。このため、物資などを運搬するための迂回路となる林道網などを整備することや、ヘリコプターによる搬送が行えるような場所をあらかじめ確保しておくことが必要です。

アクション（行動実践を伴う項目）

人員運送や物資搬送が円滑に行えるようヘリポートの確保や林道の整備を行います。

アクションプランの具体的内容

地域住民の命を守るアクション

【施策項目】6 防災体制を強化します。

大規模災害の際、県、市町村をはじめとする防災関係機関の職員が集結し、災害対策本部を設置する等、迅速に災害対応にあたることが重要で、そのための体制を整備し、様々な事態を想定した訓練を実施することにより対応力を強化する必要があります。

また、熊本地震では建物が被災したり職員が集結できなかつたりして業務に混乱が生じたことから、優先業務を執行するための業務継続計画（BCP）を策定しておくことも重要です。

アクション（行動実践を伴う項目）

大規模地震等が発生した際の初動体制を確保するため、勤務時間外（夜間、休日）も含め、職員の登庁方法、連絡体制や不在時の取り扱い等非常参集体制を整備するとともに、職員を対象とした訓練、研修を実施します。

広域的な大災害の発生に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、東海地震、富士山火山噴火等様々な事態を想定した図上訓練等を実施します。

災害時の非常時優先業務を適切に遂行できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、訓練等の実施による継続的な検証を行います。

【施策項目】7 旅行者、帰宅困難者、外国人対策を推進します。

富士・東部地域は、中央自動車道、東富士五湖道路など東京圏、静岡県を結ぶ主要幹線道路があり、JR中央線、富士急行線の鉄道も整備されています。

さらに、当地域は、富士山に代表される豊かな自然やレジャー施設など、数多くの観光資源に恵まれ、多数の観光客が訪れ、近年、特に外国人旅行者が増えています。

大規模災害が発生した場合、多くの滞留旅客、帰宅困難者が発生する可能性があるため、滞留旅客や帰宅困難者を考慮した災害対策を講じる必要があります。

また、当地域には日本語に不慣れな外国人も居住しており、災害時に備え外国語のガイドブックを配布するなど防災情報の提供体制の整備を図る必要があります。

アクション（行動実践を伴う項目）

災害時には「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から住民に広報するとともに、旅行者を含む帰宅困難者に対する災害情報の伝達方法や一時避難のあり方など対策を検討します。

外国人住民に災害ガイドブックを配布し、活用を促すとともに防災訓練への参加を働きかけ、防災意識の向上を図ります。

アクションプランの具体的内容

地域住民の暮らしを守るアクション

【施策項目】1 情報の収集・伝達体制を強化します。

地震、台風等による大規模災害が発生した場合、迅速に情報収集活動を行い、応急対策を早急に検討・実行する必要があります。

情報収集の遅れはそのまま対応の遅れとなり、住民の生命、財産を大きく損なう結果を招くおそれがあるため、被災状況の早期把握のための体制を強化します。

アクション（行動実践を伴う項目）

県、市町村、防災関係機関等が連携して「山梨県総合防災情報システム」の活用を行うなど災害時における細やかな被害情報収集・伝達体制を整備します。

災害時等において、地域住民に正確かつ迅速な情報提供を行うため、ホームページ、SNS等の多様な手段を活用した情報提供体制の整備を図ります。

国のガイドラインに基づき、「避難勧告等の判断・伝達基準」の作成や見直しを行います。

【施策項目】2 負傷者の救出・救助・救護体制を強化します。

阪神・淡路大震災においては、家族、地域住民により救助された方は、全体の95%となっています。

大規模災害時には公的機関の救助活動には限界があるため、地域住民による初期対応が最も重要かつ効果的であることから、地域住民による負傷者の救出・救助体制を強化します。

また、多数の傷病者等の発生や医療施設が被災するおそれがあるため、迅速な医療救護所の設置、医療救護班の編成、救護活動の実施についての体制整備を行います。

アクション（行動実践を伴う項目）

災害発生時において、より効果的な活動ができるよう、消防団、自主防災組織が使用する資機材の整備を推進します。

地域住民の普通救命講習の受講を促進します。

医療救護所の設置、医療救護班の編成、医薬品等の備蓄などについて、県、市町村、関係機関が連携し、必要な体制整備を進めます。

大規模災害発生時に備えるため、県、市町村、関係機関が連携し、大規模災害時医療救護マニュアルに沿った情報伝達訓練や広域医療搬送訓練等を実施します。



アクションプランの具体的内容

地域住民の暮らしを守るアクション

【施策項目】3 避難所の運営体制を整備します。

本来、避難所の運営は市町村が行うことを想定していますが、阪神・淡路大震災、熊本地震では市町村主体の避難所運営は困難を伴うことが分かりました。

また、地域住民が避難所運営に関わることが避難所の円滑な運営のために必要であることも明らかとなりました。

大規模災害発生時において、避難所が秩序のとれた生活拠点となるよう、地域住民が主体となった避難所の運営体制が構築されるよう整備します。

アクション（行動実践を伴う項目）

災害種別に応じた適切な指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行います。また、既に指定を行った避難場所・避難所についても随時適切性の観点から見直しを行います。

市町村や地域住民等関係者が連携して、地域の実情に応じて女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに配慮した避難所運営マニュアルの作成をするなど、避難所運営体制の整備、見直しを行います。

市町村や地域住民等関係者が連携して、避難所の設置・運営訓練を実施します。

【施策項目】4 要配慮者の避難体制を整備します。

東日本大震災をはじめとする過去の大規模災害においては、高齢者や障害者などの要配慮者の方々が数多く被災し、過酷な避難生活を送らざるを得ない中、亡くなれたり、病状が悪化するなど大きな問題点が指摘されています。

高齢者や障害者の犠牲を減らすために、要配慮者の避難体制を整備します。

なお、「要配慮者」とは、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「避難行動要支援者」といいます。

アクション（行動実践を伴う項目）

関係機関が連携し、避難行動要支援者の避難が迅速に行われるよう、マニュアル、避難行動要支援者名簿を作成するなど避難体制を整備します。

要配慮者のための福祉避難所の整備を推進するとともに、要配慮者に配慮した避難所、福祉避難所の設置・運営訓練を実施します。

福祉避難所の確保のため社会福祉施設等との協定締結を促進するとともに、大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結も検討します。

アクションプランの具体的内容

地域住民の暮らしを守るアクション

【施策項目】5 迅速な緊急物資等の確保対策を強化します。

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震においては、避難した住民等の食料が不足するなど、地方公共団体の備蓄の考え方やあり方が大きな問題とされました。

また、熊本地震では緊急物資等が他地域から到着するようになっても、仕分け、搬送等が円滑に行えず、避難者に緊急物資等が迅速に供給されない状態が生じました。

大規模災害発生時は、被災地外からの物流、流通機能が停止するおそれがあること、円滑な緊急物資等の仕分け・保管、搬送、供給についての体制づくりが必要なことから、迅速な緊急物資等の確保対策を強化します。

アクション（行動実践を伴う項目）

緊急物資等が迅速に確保できるよう、小売業者等との協定締結や内容の見直し、協定の拡大など体制整備を図ります。

緊急物資の受入れ、仕分け、保管、搬送、分配、供給について、物資拠点の選定、マニュアルの作成、物流事業者との連携等体制を整備します。

【施策項目】6 廃棄物処理や防疫対策の体制を整備します。

大規模な災害が発生した後は、粗大ゴミ、不燃ゴミなどの大量の廃棄物が発生し、し尿の処理も課題となります。

このため、大量の廃棄物に備えて一時保管場所の確保に努めるとともに、分別して処理を迅速に行うなどの廃棄物処理体制が構築されるよう整備が必要となります。

また、被災地においては、ネズミや汚水などにより感染症等が発生するおそれがあるため、感染症等の発生予防や拡大防止のための防疫体制の整備を進めます。

アクション（行動実践を伴う項目）

大規模災害発生時の大量廃棄物の仮置場を確保し、粗大ごみやし尿など災害廃棄物の処理体制を整備します。

災害発生後の感染症のまん延を防止するため、防疫活動資材の整備を計画的に進めるとともに、衛生指導や防疫活動を実施するための体制整備を図ります。

アクションプランの具体的内容

地域住民の暮らしを守るアクション

【施策項目】7 被災者に対する健康対策を図ります。

大規模災害発生後の避難所生活で栄養の偏った食生活やストレスにより体調を崩したり、新潟県中越地震では車内で寝泊まりしたことにより肺塞栓（いわゆるエコノミークラス症候群）を発症し亡くなるケースも相次ぎました。また、東日本大震災においては、避難所などの居住する場所に関わらず、被災後に長期間に渡り、生活が不活発になることによる全身の機能低下（廃用症候群）となるケースが見られ、熊本地震でも同様の事例が報告されています。

避難所の被災者のみならず、家庭で生活を継続する被災者についても十分配慮した健康対策を図る必要があります。

アクション（行動実践を伴う項目）

災害発生時の被災者に対する健康支援のため、保健師活動マニュアルを作成するなど体制整備を図ります。

災害発生時における被災者等への相談体制を整備し、心のケアに関する支援を行います。

【施策項目】8 災害ボランティアの受け入れ、マッチングのための体制を強化します。

広域的な災害となった東日本大震災において、ボランティアの重要性が改めて浮き彫りになりました。

このためには、行政と関係機関・団体等が連携して、ボランティアの需要と供給の調整などを円滑に行える体制の整備が必要です。

大規模災害に備えてボランティアの受け入れ体制を強化します。

アクション（行動実践を伴う項目）

行政、社会福祉協議会、災害関連NPO・ボランティア団体等の関係機関が連携し、災害ボランティアの受け入れの体制を強化するとともに、受入マニュアルの整備・見直しを行います。

災害時にボランティアの受け入れや派遣が円滑に行われるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施します。

アクションプランの具体的内容

地域住民の暮らしを守るアクション

【施策項目】9 広域的な応援（受入）体制を確立します。

災害への対応は、被災自治体だけでは対応に限界があり、近隣自治体から迅速な支援が効果的であります。しかし、切迫性が指摘されている東海地震は、東南海地震、南海地震とともに3連動で発生する可能性も指摘されており、また、首都直下地震や富士山噴火など広範な地域で影響を及ぼす災害の発生が懸念されているなど、近隣自治体からの迅速な支援を見込むことが困難な場合も想定されます。

このため、広範囲に被害が及ぶ大震災に対しては、広域的な連携体制を確立しておく必要があります。

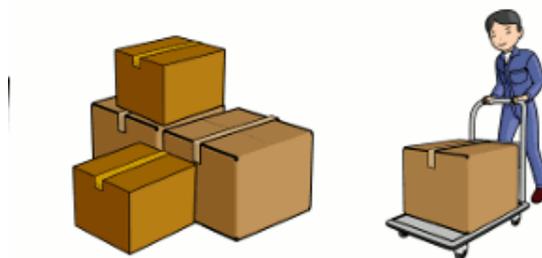
また、大規模災害発生時に他の自治体からの応援職員や避難者の受け入れ体制を整備しておく必要があります。

アクション（行動実践を伴う項目）

広範囲に被害を及ぼす大災害に備え、関東各都県以外の自治体との協定の締結など広域的な連携強化を図ります。

県、自衛隊、消防、応援協定締結団体等から派遣された人員の円滑な受け入れ体制を確立します。

公営住宅、職員宿舎等を活用した他の自治体からの避難者の受け入れ体制を確立します。



アクションプランの具体的内容

地域住民の暮らしを守るアクション

【施策項目】10 地域特性を考慮した災害対策を進めます。

富士・東部地域には、世界文化遺産にも登録された富士山があり、周辺の豊かな自然環境に魅了され、麓には多数の住民が住み、観光客も多く訪れます。

しかし、富士山は活火山であり、噴火した場合は、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、噴石、降灰、降灰後の雨による土石流等様々な現象が発生する可能性があります。

広域かつ甚大な被害の発生や、影響の長期化が懸念されるため、富士山噴火を想定した災害対策を推進する必要があります。

アクション（行動実践を伴う項目）

富士山火山噴火災害については、市町村域を越えた広域的な避難が想定されるため、情報伝達、避難路の確保、交通規制、避難者の輸送、避難所運営など避難を円滑に実施するための避難計画を整備します。

富士山火山の防災情報、避難計画を広報誌、リーフレット、ホームページ、防災講座等により地域住民に周知します。

活動火山対策特別措置法に基づき避難確保計画の作成が義務づけられる避難促進施設について、富士山火山防災対策協議会の検討を踏まえながら、地域防災計画に定めます。

噴火を想定した図上訓練、情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練を実施します。

原子力発電所に不測の事態が発生した場合に備え、研修会等への参加による職員の資質の向上に努めるとともに、放射線の特性や健康への影響等について住民への啓発に努めます。



アクションプランの具体的内容

復旧・復興を進めるアクション

【施策項目】1 電気、ガス、水道、電話等のライフライン早期確保のための連携を強化します。

大規模災害発生後においては、電気、ガス、水道、電話等のライフラインが途絶するおそれがあり、住民生活への影響は多大なものがあります。

ライフラインの被害状況、復旧状況に係る情報を関係機関で共有化する必要があるとともに、病院、避難所等については、ライフラインの早急な供給が必要なことから、行政、ライフライン事業者で連携を強化します。

アクション（行動実践を伴う項目）

ライフラインの被害状況、復旧状況に係る情報を関係機関で共有化し早期復旧ができる体制づくりを図ります。

ライフライン途絶時における病院、避難所等への供給体制について、関係機関で調整を行い、必要な体制整備を図ります。

【施策項目】2 被災者の復旧・復興対策を強化します。

大規模災害発生後の復旧期においては、被災者に対し生活再建に係る援助を行い、生活の安定化を図ることが重要となるため、被災者の復旧・復興対策を強化します。

アクション（行動実践を伴う項目）

応急仮設住宅の建設可能な用地調査を行い建設用地を確保するとともに、民間賃貸住宅の借り上げによる仮設住宅の供給など迅速な対応体制の整備を図ります。

被災者の様々な生活相談や生活再建に向けた情報提供が円滑に実施できるよう、予め相談体制や罹災証明の発行など必要な行政手続の実施体制の検討を行います。



資料編

資料 1	富士・東部地域防災連絡会議設置要綱	18
資料 2	富士・東部地域防災連絡会議委員及び幹事名簿	19
資料 3	富士・東部地域の概況	20
	1. 人口、面積、世帯数	20
	(1) 人口、人口増減（平成22年～27年）、面積及び人口密度	
	(2) 男女別人口及び世帯の種類（2区分）別世帯数	
	(3) 年齢3区分別人口及び人口割合	
	2. 観光客動態	22
	(1) 観光客数（観光地域別）	
	(2) 観光客数（市町村別）	
	3. 東海地震被害想定	23
	(1) 斜面崩壊の想定	
	(2) 建物被害の想定	
	(3) 火災の想定	
	(4) ライフライン施設被害の想定	
	(5) 人的被害の想定	
	(6) 生活支障の想定	
資料 4	その他参考資料	26

富士・東部地域防災連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 富士・東部地域の防災対策を実施するにあたり、県、市町村及び各関係機関が、一体となった地域防災体制の充実と地域防災対策の具体化を推進するため、富士・東部地域防災連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域防災力強化戦略を策定し、その実施をつかさどること。
- (2) その他、地域防災対策に関すること。

(会長及び委員)

第3条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、富士・東部地域県民センター所長をもって充て、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 4 会議の委員は、別表のとおりとする。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(幹事会)

第4条 会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事をもって構成する。
- 3 幹事は、委員が指名する者をもって充てる。
- 4 幹事は、会議の所掌事務について委員を補佐する。

(事務局)

第5条 会議の庶務を行うため、富士・東部地域県民センターに事務局を置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月13日から施行する。

○富士・東部地域防災連絡会議委員及び幹事名簿

関係機関	機関名	委 員	幹 事
指定地方行政機関	甲府地方気象台		
	国土交通省 甲府河川国道事務所		
その他機関	陸上自衛隊第1特科隊		
指定公共機関	日本郵便(株)富士吉田郵便局		
	東日本旅客鉄道(株) 八王子支社		
	東日本電信電話(株)ー山梨支店		
	東京電力パワーグリッド(株) 大月支社		
指定地方公共機関	富士急行(株)		
	吉田ガス(株)		
	(一社)山梨県エルピーガス協会		
管内市町村	富士吉田市		
	都留市		
	大月市		
	上野原市		
	道志村		
	西桂町		
	忍野村		
	山中湖村		
	鳴沢村		
	富士河口湖町		
	小菅村		
丹波山村			
消 防 本 部	都留市消防本部		
	富士五湖消防本部		
	大月市消防本部		
	上野原市消防本部		
県関係	警察関係	富士吉田警察署	
		大月警察署	
		上野原警察署	
	管内事務所	富士・東部保健福祉事務所	
		富士・東部保健所	
		都留児童相談所	
		富士・東部林務環境事務所	
		富士・東部農務事務所	
		富士・東部建設事務所	
		富士・東部建設事務所吉田支所	
		富士・東部教育事務所	
富士・東部地域県民センター			

富士・東部地域の概況

1. 人口、面積、世帯数

(1) 人口、人口増減（平成22年～27年）、面積及び人口密度

管内の人口は181,029人で、前回調査から8,767人減少している。富士北麓地域より東部地域の方が減少率が高い。

資料：平成27年国勢調査

市町村名	人 口		平成22年～27年の人口増減		面 積 (km ²) (b) 1)	人口密度 (1km ² 当たり) (a) / (b)
	平成27年 (a)	平成22年	実 数	率 (%)		
山 梨 県	834,930	863,075	△ 28,145	△ 3.3	4465.27	187.0
(管内市町村)	181,029	189,796	△ 8,767	△ 4.6	1,309.25	138.3
富士吉田市	49,003	50,619	△ 1,616	△ 3.2	2) 121.74	402.5
都 留 市	32,002	33,588	△ 1,586	△ 4.7	161.63	198.0
大 月 市	25,419	28,120	△ 2,701	△ 9.6	280.25	90.7
上 野 原 市	24,805	27,114	△ 2,309	△ 8.5	170.57	145.4
南 都 留 郡	48,511	48,854	△ 343	△ 0.7	3) 420.98	115.2
道 志 村	1,743	1,919	△ 176	△ 9.2	79.68	21.9
西 桂 町	4,342	4,541	△ 199	△ 4.4	15.22	285.3
忍 野 村	8,968	8,635	333	3.9	25.05	358.0
山 中 湖 村	5,208	5,324	△ 116	△ 2.2	2) 53.05	98.2
鳴 沢 村	2,921	2,964	△ 43	△ 1.5	2) 89.58	32.6
富士河口湖町	25,329	25,471	△ 142	△ 0.6	158.40	159.9
北 都 留 郡	1,289	1,501	△ 212	△ 14.1	154.08	8.4
小 菅 村	726	816	△ 90	△ 11.0	52.78	13.8
丹 波 山 村	563	685	△ 122	△ 17.8	101.30	5.6

- 1) 国土交通省国土地理院「平成27年全国都道府県市区町村別面積調」による。
- 2) 山梨県富士吉田市、南都留郡山中湖村と静岡県駿東郡小山町及び山梨県南都留郡鳴沢村と静岡県富士宮市の境界未定のため、参考値を示した。
- 3) 本栖湖の面積(4.70km²)は水面が境界未定のため南巨摩郡身延町南都留郡富士河口湖町の面積には含まれないが郡部の合計には含まれる。

(2) 男女別人口及び世帯の種類(2区分)別世帯数

資料：平成27年国勢調査

	人 口			世 帯 数
	総 数	男	女	
山 梨 県	834,930	408,327	426,603	330,976
(管内市町村)	181,029	88,818	92,211	69,262
富士吉田市	49,003	23,890	25,113	18,091
都 留 市	32,002	15,358	16,644	13,465
大 月 市	25,419	12,378	13,041	9,804
上 野 原 市	24,805	12,390	12,415	9,661
南 都 留 郡	48,511	24,163	24,348	17,610
道 志 村	1,743	882	861	591
西 桂 町	4,342	2,117	2,225	1,478
忍 野 村	8,968	4,852	4,116	3,034
山 中 湖 村	5,208	2,559	2,649	1,855
鳴 沢 村	2,921	1,403	1,518	1,036
富士河口湖町	25,329	12,350	12,979	9,616
北 都 留 郡	1,289	639	650	631
小 菅 村	726	353	373	337
丹 波 山 村	563	286	277	294

(3) 年齢3区分別人口及び人口割合

年齢区分別人口割合について前回調査と比較すると、小菅村を除く11市町村において15歳未満の割合が減少し、65歳以上の割合は管内すべての市町村で増加しており、少子高齢化の傾向が継続している。

資料：平成27年国勢調査

	人 口 (人)				割 合 (%)			平成22年国勢調査の割合 (%)		
	総 数	15歳 未満	15～ 64歳	65歳 以上	15歳 未満	15～ 64歳	65歳 以上	15歳 未満	15～ 64歳	65歳 以上
山 梨 県	834,930	102,270	488,845	234,544	12.4	59.2	28.4	13.4	61.9	24.6
(管内市町村)	181,029	21,000	108,394	50,117	11.6	59.9	27.7	12.9	62.7	24.1
富 士 吉 田 市	49,003	5,973	29,054	12,995	12.4	60.5	27.1	14.0	62.4	23.6
都 留 市	32,002	3,671	20,048	8,132	11.5	62.9	25.5	12.8	64.6	22.6
大 月 市	25,419	2,210	14,173	8,827	8.8	56.2	35.0	10.3	60.2	29.5
上 野 原 市	24,805	2,331	14,592	7,833	9.4	58.9	31.6	11.0	62.8	26.3
南 都 留 郡	48,511	6,724	29,921	11,738	13.9	61.7	24.2	14.8	64.0	20.8
道 志 村	1,743	180	987	575	10.3	56.7	33.0	11.5	61.0	27.5
西 桂 町	4,342	550	2,663	1,129	12.7	61.3	26.0	14.8	62.7	22.5
忍 野 村	8,968	1,466	5,912	1,568	16.4	66.1	17.5	16.6	68.6	14.8
山 中 湖 村	5,208	637	3,021	1,514	12.3	58.4	29.3	13.5	62.4	24.1
鳴 沢 村	2,921	373	1,691	853	12.8	58.0	29.2	14.6	60.4	25.0
富 士 河 口 湖 町	25,329	3,518	15,647	6,099	13.9	61.9	24.1	14.8	64.2	21.0
北 都 留 郡	1,289	91	606	592	7.1	47.0	45.9	7.1	49.6	43.3
小 菅 村	726	62	336	328	8.5	46.3	45.2	8.1	51.1	40.8
丹 波 山 村	563	29	270	264	5.2	48.0	46.9	5.8	47.9	46.3

※総数には年齢不詳を含む

2. 観光客動態

資料：平成27年山梨県観光入込客統計調査

(1) 観光客数（観光地域別）

観光客数は山梨県全体で年間約31,462千人で、富士吉田・河口湖・三ツ峠周辺が5,697千人と最も多く、県内観光地域のなかでも最も多い観光客数となっている。

(単位：人)

	平成27年												合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
富士山五合目	93,707	134,181	300,725	354,661	425,065	402,005	499,280	544,425	403,827	496,648	352,896	229,640	4,237,061
富士吉田・河口湖・三ツ峠周辺	605,703	357,571	512,101	316,261	424,801	397,561	473,632	849,200	400,009	437,866	615,707	307,224	5,697,638
本栖湖・精進湖・西湖周辺	178,711	133,595	147,303	184,171	480,095	115,470	153,792	274,551	141,405	157,292	127,076	81,590	2,175,052
山中湖・忍野周辺	49,052	65,244	45,021	39,738	81,550	49,832	67,805	185,570	80,310	75,807	81,091	69,275	890,294
大月・北都留	46,285	32,853	56,911	49,312	74,553	53,032	49,264	82,372	53,305	71,512	73,643	46,790	689,833
桂川・道志川周辺	57,147	53,233	102,314	90,747	125,979	92,307	101,056	143,673	112,147	126,497	122,734	61,066	1,188,902
富士・東部圏域計	1,030,606	776,677	1,164,375	1,034,891	1,612,043	1,110,208	1,344,830	2,079,792	1,191,004	1,365,622	1,373,146	795,586	14,878,779
峡中圏域計	323,706	392,673	419,190	424,419	484,436	352,135	350,985	382,368	340,894	512,392	445,175	221,271	4,649,644
峡東圏域計	389,651	270,149	392,168	420,578	413,050	465,138	460,209	753,009	651,616	681,037	478,737	257,803	5,633,146
峡南圏域計	207,667	122,612	220,980	303,563	195,459	160,671	139,679	300,322	126,074	162,512	179,488	120,060	2,239,088
峡北圏域計	255,735	206,097	280,984	262,712	398,079	287,496	364,096	724,176	349,148	421,397	300,868	210,531	4,061,318
山梨県	2,207,364	1,768,209	2,477,696	2,446,162	3,103,067	2,375,648	2,659,799	4,239,667	2,658,736	3,142,961	2,777,415	1,605,251	31,461,975

(2) 観光客数（市町村別）

(単位：人)

	平成27年												合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
富士吉田市	507,629	239,698	453,821	308,487	416,146	334,390	396,126	799,164	420,106	462,428	402,443	283,000	5,023,439
都留市	19,683	20,921	47,144	30,224	41,191	40,496	36,445	47,764	48,884	53,666	51,561	27,846	465,825
大月市	15,776	9,350	15,560	13,556	14,792	19,446	14,868	34,920	16,759	27,924	29,045	17,772	229,768
上野原市	17,080	15,419	26,937	20,819	24,256	21,218	20,170	22,044	19,880	24,432	24,303	21,936	258,494
道志村	25,255	21,303	41,306	50,114	70,545	41,357	52,877	80,381	51,834	60,675	59,549	23,205	578,401
西桂町	4,721	4,214	5,373	3,920	5,886	3,630	4,395	5,447	3,976	5,105	4,524	3,778	54,969
忍野村	3,828	3,220	6,826	4,879	10,029	6,015	10,562	38,347	9,518	7,986	6,482	2,515	110,206
山中湖村	45,224	62,025	38,195	34,859	71,520	43,817	57,243	147,223	70,792	67,820	74,609	66,760	780,088
鳴沢村	151,287	150,444	216,225	206,109	288,055	206,603	270,457	368,774	232,163	271,650	204,645	142,224	2,708,635
富士河口湖町	219,206	235,205	290,083	340,498	625,760	374,044	460,122	500,238	292,972	357,728	488,590	193,231	4,377,677
小菅村	4,302	3,370	4,895	5,208	17,087	4,578	4,461	7,613	5,519	5,882	6,424	3,283	72,622
丹波山村	16,614	11,508	18,010	16,218	26,777	14,614	17,104	27,877	18,600	20,326	20,971	10,038	218,655
(管内市町村)	1,030,605	776,677	1,164,375	1,034,891	1,612,044	1,110,208	1,344,830	2,079,792	1,191,003	1,365,622	1,373,146	795,588	14,878,781
山梨県	2,207,364	1,768,209	2,477,696	2,446,162	3,103,067	2,375,648	2,659,799	4,239,667	2,658,736	3,142,961	2,777,415	1,605,251	31,461,975

3. 東海地震被害想定

資料：平成17年山梨県東海地震被害想定調査報告書

(1) 斜面崩壊の想定

①斜面崩壊危険度

	急傾斜地崩壊危険箇所		地すべり危険箇所	
	全県	富士東部	全県	富士東部
ランクA	791	209	26	4
ランクB	884	382	75	25
ランクC	826	552	3	1
計	2,501	1,143	104	30

ランクA：危険性が高い
 ランクB：危険性がある
 ランクC：危険性が低い

②斜面崩壊による人家被害戸数

全壊棟数		半壊棟数	
全県	富士東部	全県	富士東部
549	73	1,320	183

(2) 建物被害の想定

①建築年代別の建物棟数（木造建築）

	全県	富士東部
1950年以前	42,693	8,544
1951-70年	58,086	17,240
1971-81年	67,411	18,294
1982年以降	115,454	27,022
計	283,644	71,100

※年代不明は1950年以前に含めた。

②揺れ・液状化による被害棟数

全壊棟数		半壊棟数	
全県	富士東部	全県	富士東部
6,912	1,958	30,928	9,124

※市町村による罹災証明に基づく全壊・半壊

(3) 火災の想定

		全出火件数		焼失棟数	
		全県	富士東部	全県	富士東部
予知なし	冬5時	10	3	40	15
	春秋12時	20	7	70	25
	冬18時	93	29	244	68
予知あり		4	1	20	5

(4) ライフライン施設被害の想定

①上水道機能支障予測結果

	需要家数 (戸)	断水率 (%)				断水需要家数 (戸)			
		直後	1日後	2日後	1週間後	直後	1日後	2日後	1週間後
全県	311,442	46.7	29.2	28.4	5.1	145,504	90,962	88,354	15,831
富士東部	63,755	40.0	23.0	22.2	3.6	25,486	14,657	14,140	2,280

②都市ガス機能支障予測結果

	需要家数 (戸)	都市ガス供給停止 需要家数 (戸)	都市ガス供給停止率 (%)
全県	36,989	20,359	55.0
富士東部	7,042	6,250	88.8

③LPガス機能支障予測結果

	LPガス需要家数 (戸)	要点検需要家数 (戸)	LPガス機能支障率 (%)
全県	271,735	27,064	10.0
富士東部	58,605	5,947	10.1

④電力機能支障予測結果

	需要家契約口数 (口)	停電率 (%)	停電需要家契約口数 (口)
全県	413,233	35.3	145,907
富士東部	91,957	32.9	30,292

⑤一般電話機能支障予測結果

	加入件数 (件)	通話機能支障率 (%)	通話機能支障件数 (件)
全県	416,975	4.2	17,387
富士東部	88,665	3.7	3,274

⑥下水道機能支障予測結果

	下水道処理区域人口 (人)	下水道機能支障人口 (人)	被害率 (%)
全県	436,677	5,288	1.2
富士東部	59,192	1,049	1.8

(5) 人的被害の想定

死傷者数想定結果 (合計)

(人)

		予知なしケース			予知ありケース		
		5時	12時	18時	5時	12時	18時
死者数	全県	371	204	209	155	80	77
	富士東部	99	55	55	41	20	20
重傷者数	全県	669	523	514	272	207	196
	富士東部	168	134	130	71	54	52
軽傷者数	全県	5,404	4,104	3,938	2,083	1,580	1,508
	富士東部	1,380	1,066	1,021	535	412	392

(6) 生活支障の想定

①滞留旅客・帰宅困難者数

昼間(10時~18時)発災の場合

(人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
富士山五合目	437	175	528	1,556	2,761	2,256
富士吉田・河口湖・三ヶ峠周辺	5,928	4,215	5,663	6,312	7,659	8,639
本栖湖・精進湖・西湖周辺	3,687	3,750	3,929	4,199	5,077	4,155
山中湖・忍野周辺	2,772	3,254	3,889	4,581	5,963	4,653
大月・北都留	528	579	709	1,361	1,726	1,355
桂川・道志川周辺	765	789	1,106	1,617	2,026	1,541
計	14,117	12,762	15,824	19,626	25,212	22,599
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
富士山五合目	5,175	5,195	2,980	2,941	1,632	541
富士吉田・河口湖・三ヶ峠周辺	9,906	18,162	7,134	6,415	9,407	4,843
本栖湖・精進湖・西湖周辺	5,755	8,562	4,880	4,356	4,190	3,435
山中湖・忍野周辺	6,013	10,637	6,248	5,290	5,116	3,702
大月・北都留	1,425	2,078	1,468	1,381	1,856	838
桂川・道志川周辺	2,044	3,029	2,176	2,095	2,039	1,037
計	30,318	47,663	24,886	22,478	24,240	14,396

夜間(18時~翌10時)発災の場合

(人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
富士吉田・河口湖・三ヶ峠周辺	3,864	3,871	5,910	5,246	5,892	4,394
本栖湖・精進湖・西湖周辺	324	323	628	747	1,399	944
山中湖・忍野周辺	780	649	1,405	1,870	2,578	1,385
大月・北都留	210	282	267	323	730	428
桂川・道志川周辺	374	404	478	477	736	435
計	5,552	5,529	8,688	8,663	11,335	7,586
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
富士吉田・河口湖・三ヶ峠周辺	6,892	11,597	6,215	5,252	5,451	3,807
本栖湖・精進湖・西湖周辺	1,946	4,039	1,349	718	623	325
山中湖・忍野周辺	3,504	9,127	2,666	1,657	1,672	1,001
大月・北都留	1,006	1,737	522	437	515	260
桂川・道志川周辺	879	2,143	874	491	498	442
計	14,227	28,643	11,626	8,555	8,759	5,835

②医療需給過不足数

(人)

二次医療圏名	市町村名	医療需給過不足数	
		重傷対応	軽傷対応
富士北麓医療圏	富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、旧上九一色村	△ 230	△ 124
東部医療圏	都留市、大月市、上野原市、道志村、小菅村、丹波山村	116	1,355

③住機能支障

避難所収容人数と想定した避難所生活者数との比較

(人)

	避難所収容人数	避難所人口			収容人数－避難所人口		
		1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
全県	241,415	70,985	39,169	10,770	170,430	202,246	230,645
富士東部	37,469	13,806	7,794	2,556	23,663	29,675	34,913

※想定した避難所生活者数はあくまで阪神・淡路大震災時における避難所避難と避難所外避難の比率をもとに分配したものであるため、必ずしも厳密な数値ではないが、ここでは想定した避難所生活者数と避難所収容人数との比較を行ったものである。また、避難所はすべて震災後も使用可能と仮定したものであるが、耐震化未実施等の避難所が被害を受けた場合も考えられる。

避難所収容人数と想定した住居制約者数との比較

(人)

	避難所収容人数	住居制約者数			収容人数－住居制約者数		
		1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
全県	241,415	109,211	60,260	16,571	132,204	181,155	224,844
富士東部	37,469	21,243	11,994	3,935	16,226	25,475	33,534

※想定した避難所生活者数はあくまで阪神・淡路大震災時における避難所避難と避難所外避難の比率をもとに分配したものであるため、必ずしも厳密な数値ではない。上表は、避難所及び避難所外への避難者つまり自宅外避難者と、避難所収容人数との比較を行ったものである。また、避難所はすべて震災後も使用可能と仮定したものであるが、耐震化未実施等の避難所が被害を受けた場合も考えられる。

④清掃・衛生機能支障

仮設トイレ需要量想定結果

(基)

	仮設トイレ需要量		仮設トイレ 備蓄数	仮設トイレ過不足数	
	1日後	1週間後		1日後	1週間後
全県	631	358	1,166	535	808
富士東部	114	91	385	271	294

※仮設トイレは1基当たり300名相当とした。

※仮設トイレ備蓄数は避難所調査（山梨県地域防災計画 [H16年1月]）による。

住宅・建築物系の瓦礫発生量想定結果

(千トン)

	木造被害による	非木造被害による	焼失による	合計
全県	456.6	390.8	5.1	852.5
富士東部	124.5	169.8	1.6	295.9

【その他参考資料】

○ 地震関係

山梨県地震被害想定調査（平成 8年 山梨県（防災局防災危機管理課））

山梨県東海地震被害想定調査（平成17年 山梨県（防災局防災危機管理課））

○ 富士山火山対策関係

富士山火山広域避難計画（平成28年 富士山火山防災対策協議会）

○ 避難対策関係

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年 内閣府（防災担当））

山梨県災害時避難対策指針（平成25年 山梨県（防災局防災危機管理課））

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年 内閣府（防災担当））

市町村のための水害対応手引き（平成28年 内閣府（防災担当））

避難所運営ガイドライン（平成28年 内閣府（防災担当））

避難勧告等に関するガイドライン（平成29年 内閣府（防災担当））

要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（平成29年 国土交通省（水管理・国土保全局））

○ 緊急物資等関係

緊急物資等の備蓄・調達に係るヒント集（平成18年 消防庁）

○ 医療救護関係

山梨県大規模災害時医療救護マニュアル（平成28年 山梨県（福祉保健部医務課））

○ 業務継続計画関係

市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成27年 内閣府（防災担当））



富士・東部地域防災連絡会議

(事務局)

〒402-0054

山梨県都留市田原3-3-3

富士・東部地域県民センター

TEL 0554-45-7801

FAX 0554-45-7804